

東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例（平成三十一年第五十七号議案） 新旧対照表（抄）

修正案	原案
<p>目次</p> <p>第一章及び第二章（原案のとおり）</p> <p>第三章 マンションの適正な管理を促進するための施策（第十五条―第二十条）</p> <p>第四章 雑則（第二十一条・第二十二条）</p> <p>附則</p> <p>第一章（原案のとおり）</p> <p>第一条（原案のとおり）</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（原案のとおり）</p> <p>一から七まで（原案のとおり）</p> <p>ハ マンションの管理不全 マンションにおいて、管理及び維持保全が適正に行われず、居住環境はもとより、周辺にも悪影響を与えている状態をいう。</p> <p>第三条から第七条まで（原案のとおり）</p> <p>（マンション分譲事業者の責務）</p> <p>第八条 マンション分譲事業者は、法令等の定めるところにより、管理組合の設立及び適正な管理・運営の遂行に配慮したマンションの供給に努めなければならない。</p> <p>第二章（原案のとおり）</p> <p>第九条から第十六条まで（原案のとおり）</p> <p>（調査等）</p> <p>第十七条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第十五条第一項若しくは第三項から第五項まで又は前条第一項若しくは第二項の規定による届出を行ったマンションの管理組合又は区分所有者等に対し、その管理状況について</p>	<p>目次</p> <p>第一章及び第二章（略）</p> <p>第三章 マンションの適正な管理を促進するための施策（第十五条―第十九条）</p> <p>第四章 雑則（第二十条・第二十一条）</p> <p>附則</p> <p>第一章（略）</p> <p>第一条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>一から七まで（略）</p> <p>第三条から第七条まで（略）</p> <p>（マンション分譲事業者の責務）</p> <p>第八条 マンション分譲事業者は、法令等の定めるところにより、管理組合の設立及び円滑な運営に配慮したマンションの供給に努めなければならない。</p> <p>第二章（略）</p> <p>第九条から第十六条まで（略）</p> <p>（調査等）</p> <p>第十七条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第十五条第一項若しくは第三項から第五項まで又は前条第一項若しくは第二項の規定による届出を行ったマンションの管理組合又は区分所有者等に対し、その管理状況について</p>

必要な報告を求めることができる。この場合において、知事は、マンションの管理不全の予防に必要と認めるときは、当該管理組合又は当該区分所有者等の協力を得て、その職員又はその委任した者（以下「職員等」という。）に、当該マンションに立ち入り、書類その他の物件を調査させることができる。

2 知事は、第十五条第一項、第三項若しくは第五項又は前条第一項若しくは第二項の規定により管理状況に関する事項について届出を要するマンションの管理組合から正当な理由なく届出がない場合においては、当該管理組合又は区分所有者等に対し、前項の例により、報告を求めることができる。この場合において、知事は、マンションの管理不全の予防に必要と認めるときは、職員等に調査させることができる。

3 前二項の規定によりマンションに立ち入り、調査しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ調査の実施内容及び目的を通知し、第一項の協力を得るための必要な要請を行うとともに、調査の実施に際しては、身分を示す証明書を関係者に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、その本来の目的を逸脱して、これを濫用してはならない。

5 (原案のとおり)

第十八条及び第十九条 (原案のとおり)

(協議会の設置)

第二十条 知事は、マンションの適正な管理の促進を図るため、マンション対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、学識経験者、関係団体を代表する者、関係行政機関の職員及び東京都職員のうちから、知事が任命する委員三十人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

第四章 (原案のとおり)

第二十一条 (原案のとおり)

第二十二条 (原案のとおり)

必要な報告を求め、又は当該管理組合若しくは当該区分所有者等の協力を得て、その職員又はその委任した者（以下「職員等」という。）に、当該マンションに立ち入り、書類その他の物件を調査させることができる。

2 知事は、第十五条第一項、第三項若しくは第五項又は前条第一項若しくは第二項の規定により管理状況に関する事項について届出を要するマンションの管理組合から正当な理由なく届出がない場合においては、当該管理組合又は区分所有者等に対し、前項の例により、報告を求め、又は職員等に調査させることができる。

3 前二項の規定によりマンションに立ち入り、調査しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ調査の実施を通知し、第一項の協力を得るための必要な要請を行うとともに、調査の実施に際しては、身分を示す証明書を関係者に提示しなければならない。

4 (略)

第十八条及び第十九条 (略)

第四章 (略)

第二十条 (略)

第二十一条 (略)

2 及び 3 (原案のとおり)

附 則

1| この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十五条から第十八条までの規定は、平成三十二年四月一日から施行する。

2| 知事は、この条例の施行後三年以内に、条例の規定の施行の状況及びマン  
ションに関わる社会環境の変化を勘案し、当該規定について検討を加え、その  
結果に基づき、速やかに所要の措置を講ずるものとする。

2 及び 3 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十五条から第十八条までの規定は、平成三十二年四月一日から施行する。